

保育所等入所申込みに関する同意書 兼 就労時間等申告書（表面）

以下の項目について、裏面の保護者記入欄に自己申告してください。

【入所要件が「就労」又は「育児休業」（令和９年度中の復職希望）の方全員】

通勤手段

就労証明書に記載された就労先事業所までの通勤手段について、該当するものすべてに☑をご記入ください。

【就労証明書と異なる内容で入所申込みをする方のみ】

①育児休業期間・育児休業からの復職日

育児休業を、就労証明書に記載された育児休業期間（No. 9）から入所希望日にあわせて短縮する（※）前提で入所申込みをする場合は、短縮後の育児休業期間と育児休業からの復職日を必ずご記入ください。この場合は復職日が確定した後、速やかに変更（短縮）後の育児休業通知書の写しの提出が必要です。

ただし、育児休業中で、保育所等に入所でき次第の育児休業からの復職を希望しており、就労先がこれを認めている場合は、育児休業からの復職日は記入せず、「入所決定次第、育児休業を短縮する」に☑をご記入ください（育児休業終了後の途中入所の事前申請は不可）。この場合、入所保留となった場合でも、ご記入いただいた育児休業期間満了時の復職日に対する入所日（最長 令和10年3月16日入所）まで選考を続けます。

なお、入所承諾が出た場合には、令和9年度保育所等入所案内の入所申込日程表に基づき、入所承諾が出た入所日に対する育休復帰日の期間内に育児休業から復職する必要があります。

（例：9月1日入所の場合、9月8日～9月22日の期間内で育児休業から復職する必要がある。）

（※）一斉申込（1次申込み、2次申込み）においては、申込締切から入所日までに相当の期間があることから、育児休業を、就労証明書に記載された育児休業期間（No. 9）から令和8年度中に延長する前提の場合でも、延長後の育児休業期間と育児休業からの復職日を記入して入所申込みをすることができます。

②就労時間

育児休業からの復職等で、就労証明書に記載された就労時間（No. 6およびNo. 12）よりも短い時間で就労する場合は、その短い時間を必ずご記入ください。この場合は、自己申告していただいた就労時間に基づき選考（利用調整）点数をつけます。

なお、就労証明書に記載された就労時間（No. 6およびNo. 12）よりも長い時間をご記入いただいても、選考（利用調整）点数には反映いたしません。

【入所要件が「就労」で、就労予定者の方のみ（育児休業終了後の途中入所の事前申請は除く）】

③就労開始日

入所要件が「就労」の方で、保育所等に入所でき次第の就労（雇用）開始を希望しており、就労先がこれを認めている場合は、就労開始日の「入所決定次第、就労を開始する」に☑をご記入ください。この場合は、入所保留となったときも、最長で令和10年3月16日入所まで選考を続けます。

なお、入所承諾が出た場合には、令和9年度保育所等入所案内の入所申込日程表に基づき、入所承諾が出た入所日に対する就労開始日の期間内に就労（雇用）開始する必要があります。

（例：9月1日入所の場合、9月8日～9月22日の期間内で就労（雇用）開始する必要がある。）

なお、申込時点で就労先が記載した就労証明書が必要のほか、就労（雇用）開始日が確定した後、再度速やかに変更後の就労証明書の提出が必要です。

【内職の方のみ】

④収入金額

内職の方は、申込児童が入所した後の収入金額（最低 月間 25,000 円以上）を、必ずご記入ください。自己申告していただいた収入金額に基づき選考（利用調整）点数をつけます。

なお、委託元が記載した就労証明書（収入金額の記載は不要）及び給与明細書等の写しは別途必要です。

【入所要件が「妊娠・出産」以外で、妊娠中の方のみ】

⑤出産予定日

入所要件が「妊娠・出産」以外で、現在、妊娠中の場合は、出産予定日を必ずご記入ください。

保育所等入所申込みに関する同意書 兼 就労時間等申告書(裏面)

本書および令和9年度保育所等入所案内の記載内容について、すべて同意の上で入所申込みを行います。

年 月 日

【保護者署名欄】 父

母

【保護者記入欄】※本書の表面と下記注意事項の内容をよく読み、ご記入ください。

父	通勤手段 (該当するものをすべて選択)	☐ 自動車 ☐ 電車 ☐ バス ☐ 自転車 ☐ 徒歩 ☐ その他 () ☐ 該当なし (居宅内就労等)
	①～④該当の有無	☐ 有 (以下の該当項目に記入) ☐ 無
	①育児休業期間	年 月 日～ 年 月 日
	育児休業からの復職日	年 月 日
		☐ 入所決定次第、育児休業を短縮する
	②入所後(復職後)1か月の 就労時間(休憩時間を除く)	月間 時間 分 ※時短勤務等で短くなる場合は 短い就労時間を記入
	③就労開始日	☐ 入所決定次第、就労を開始する
④収入金額(内職の方のみ)	月間 円	
母	通勤手段 (該当するものをすべて選択)	☐ 自動車 ☐ 電車 ☐ バス ☐ 自転車 ☐ 徒歩 ☐ その他 () ☐ 該当なし (居宅内就労等)
	①～⑤該当の有無	☐ 有 (以下の該当項目に記入) ☐ 無
	①育児休業期間	年 月 日～ 年 月 日
	育児休業からの復職日	年 月 日
		☐ 入所決定次第、育児休業を短縮する
	②入所後(復職後)1か月の 就労時間(休憩時間を除く)	月間 時間 分 ※時短勤務等で短くなる場合は 短い就労時間を記入
	③就労開始日	☐ 入所決定次第、就労を開始する
	④収入金額(内職の方のみ)	月間 円
⑤出産予定日	年 月 日	

入所申込にあたっての注意事項

- ・選考においては、提出書類(就労証明書を含む入所調査書及び本書等)に基づき選考を行います。
- ・就労証明書を含む入所調査書及び本書等に記載された申込内容と比較し、入所後1か月の就労時間の実績(内職の場合は収入金額)が少なくなる場合は、原則、入所が決定していても取消し(入所後であれば退所)となります。
- ・育児休業からの復職の場合は、復職後1か月の就労時間の実績が少なくなる場合は、原則、入所が決定していても取消し(入所後であれば退所)となります。
- ・育児休業終了後の途中入所の事前申請により入所が内定している方で、事前申請と比較し、本申込みの就労時間が少なくなる場合は取消しとなります。